

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に鈴木智一農業委員、藤波貢農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、長澤主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第19号

### 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第19号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、所在は大字平方字東谷、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。権利は使用貸借権、形態は転用で用途は専用住宅、施設は木造平屋建である。住宅建設のため開発許可が必要である。所要面積の中に公衆用道路を含んでいる。令和4年3月2

9日付け上尾市告示第97号で農振除外されており、除外後の農地区分は第1種農地となるが、住宅目的のため不許可の例外に該当する。

申請番号2、地区は大石地区で、所在は大字領家字宮内、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。権利は所有権、形態は転用、用途は倉庫増築に伴う敷地拡張で、施設は鉄骨造二階建である。建築を伴うので開発許可が必要となる。令和4年3月29日付け上尾市告示第97号で農振除外されており、除外後の農地区分は第1種農地となるが、拡張面積が既存面積の1/2を超えないため、不許可の例外に該当する。

申請番号3、地区は上平地区、所在は大字南字北東谷、地目は登記、現況ともに畑の1筆である。権利は所有権、形態は転用、用途は自己用住宅で、施設は木造平屋建である。住宅建設のため開発許可が必要である。令和4年10月5日付けで農地法第5条の取り消しがされている。令和4年3月29日付け上尾市告示第97号で農振除外され、除外後の農地区分は第1種農地となるが、住宅目的のため不許可の例外に該当する。

議  
(報

長  
告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

申請番号1について平方地区の國嶋推進委員が報告した。10月22日(土)に、地区担当委員4名で現地調査を行った。地区担当委員としては農地としては問題ないとする。理由書を朗読した。

申請番号2について大石地区の橋本推進委員が報告した。10月23日(日)に、地区担当委員5名で現地調査を行った。地区担当委員としては農地として問題ないとする。理由書を朗読した。

申請番号3について上平地区の大塚推進委員が報告した。10月23日(日)に、地区担当委員4名で現地調査を行った。地区担当委員としては農地として問題ないとする。所有権が変わるということで、農地法第5条許可が取り消され、現状では工事が止まっている。理由書を朗読した。

議

長

本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第19号について採決を行ったところ、賛

成全員で承認することを宣した。

**議案第 20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について**

議 長 議案第 20号について事務局に説明を求めた

事 務 局

申請番号 1、地区は大谷地区、所在は大字今泉字本村、大谷北部第二区画整理地内で、登記、現況ともに畑 3 筆である。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子、従事日数は事由発生者が 300 日、他が 300 日、0 日、0 日となっている。現地はいずれの箇所も作付けされていないが、保全管理はしっかり行われており、事務局としては特段問題ないと判断している。

議 長

本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第 20号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第 7 号専決処分について

(1) 農地法第 4 条の届出の受理について

(2) 農地法第 5 条の届出の受理について

6 閉会

議 長

以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後 2 時 25 分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年10月25日

議 長

署名委員

署名委員